

## 計算書類に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、並びにソフトウェア・・・定額法
- ・無形リース資産・・・リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法による

#### (2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・財団法人沖縄県社会福祉事業共済会の基準により計算した額を計上している
- ・賞与引当金・・・夏期賞与に係る金額のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、計上している
- ・徴収不能引当金・・・金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、該当徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 財団法人沖縄県社会福祉事業共済会の給付制度による
- (2) 独立行政法人福祉医療機構の給付制度による
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業の給付制度による

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)は社会福祉事業のみを行っているため、省略している
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)は、拠点がひとつのため省略している
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表は当法人で公益事業を行っていないため、作成していない
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表は当法人で収益事業を行っていないため、作成していない
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - 特別養護老人ホーム愛の村拠点区分(社会福祉事業)
    1. 法人本部サービス区分
    2. 特別養護老人ホーム 愛の村サービス区分
    3. 短期入所生活介護事業所 愛の村サービス区分
    4. 通所介護事業所 愛の村サービス区分
    5. 居宅介護支援事業所 愛の村サービス区分
    6. 沖縄いのちの電話サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	145,432,638	0	0	145,432,638
建物	97,632,810	0	11,629,757	86,003,053
基本財産建設積立資産	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	244,065,448	0	11,629,757	232,435,691

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産  
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	456,688,213	370,685,160	86,003,053
建物(その他の固定資産)	733,300	427,157	306,143
構築物	17,274,281	17,039,746	234,535
車輛運搬具	17,618,717	12,954,050	4,664,667
器具及び備品	103,561,238	57,108,405	46,452,833
無形リース資産	6,242,220	3,889,980	2,352,240
ソフトウェア	808,500	808,500	0
合 計	602,926,469	462,912,998	140,013,471

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金(特養利用者比嘉盛光)	111,994	111,994	0
事業未収金(ショート利用者比嘉光子)	5,400	5,400	0
立替金(特養利用者比嘉盛光)	8,230	8,230	0
合 計	125,624	125,624	0

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

## 1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

## 1 3. 重要な偶発債務

該当なし

## 1 4. 重要な後発事象

該当なし

## 1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 支払資金たる前払費用と支払資金から除かれる前払費用とが混在することになるため、計算書類の明瞭表示の観点から「1年以内長期前払費用」を追加して表示している
- (2) 法人施設の移設計画に伴い発生する費用等への支払いに充てるために一般社団法人環境共創イニシアチブ（経済産業省）よりZEB化事業補助金70,405,432円の交付を受け、事業活動計算書の特別増減の部において、施設整備等補助金収益として処理し、同額の国庫補助金等特別積立金積立額を計上している
- (3) 法人施設の移設計画に伴い発生する費用等への支払いに充てるために沖縄県より老人福祉施設整備費補助金243,140,000円の交付決定を受け、未収補助金として計上し、事業活動計算書の特別増減の部において、施設整備等補助金収益として処理し、同額の国庫補助金等特別積立金積立額を計上している
- (4) 法人施設の移設計画に伴い発生する費用等への支払いに充てるために沖縄県より地域医療介護総合確保基金事業補助金65,093,000円の交付決定を受け、未収補助金として計上し、事業活動計算書の特別増減の部において、施設整備等補助金収益として処理し、同額の国庫補助金等特別積立金積立額を計上している
- (5) 法人施設の移設計画に伴い発生する新施設建築及び土地取得関連費用については、建設仮勘定で処理している